（追納支援一時金の額）

第二十五条　追納支援一時金の額は、被害者の子に係る第八条第一項の保険料の額に当該被害者の子に係る同条第二項第二号の国民年金免除対象期間の月数を乗じて得た額とする。

（追納支援一時金の支給の請求）

第二十六条　追納支援一時金の支給を受けようとする被害者の子は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に追納支援一時金の支給を請求しなければならない。

（追納支援一時金の支給の方法）

第二十七条　国は、追納支援一時金の支給に当たっては、第七条第一項の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間の全部に係る保険料に相当する額を当該追納支援一時金から控除し、当該被害者の子に代わって当該保険料を納付するものとする。

（省令への委任）

第二十八条　この政令で定めるもののほか、国民年金の特例の実施、特別給付金の支給及び追納支援一時金の支給のため必要な手続その他の事項は、内閣府令又は厚生労働省令で定める。

附則第二条の見出しを「（対象期間の適用の特例）」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第二十二条関係）

昭和三十六年度	四・六六六
昭和三十七年度	四・三八一
昭和三十八年度	四・〇三九
昭和三十九年度	三・六八三
昭和四十年度	三・五〇七
昭和四十一年度	三・二二八
昭和四十二年度	三・〇二三
昭和四十三年度	二・八六八
昭和四十四年度	二・六七三
昭和四十五年度	二・四九二
昭和四十六年度	二・二四二
昭和四十七年度	二・〇五〇
昭和四十八年度	一・九〇八
昭和四十九年度	一・六〇三
昭和五十年度	一・一一三
昭和五十一年度	〇・八九一
昭和五十二年度	〇・七二九
昭和五十三年度	〇・五九九
昭和五十四年度	〇・五三五
昭和五十五年度	〇・四八〇
昭和五十六年度	〇・三七四
昭和五十七年度	〇・三一〇
昭和五十八年度	〇・二七四
昭和五十九年度	〇・二五一
昭和六十年度	〇・二三三
昭和六十一年度	〇・一九九
昭和六十二年度	〇・一九一
昭和六十三年度	〇・一九〇
平成元年度	〇・一八二
平成二年度	〇・一五五
平成三年度	〇・一二一
平成四年度	〇・〇八五
平成五年度	〇・〇六八
平成六年度	〇・〇五四
平成七年度	〇・〇四七
平成八年度	〇・〇四七
平成九年度	〇・〇四六
平成十年度	〇・〇二七
平成十一年度	〇・〇二一
平成十二年度	〇・〇二一
平成十三年度	〇・〇二一
平成十四年度	〇・〇二一
平成十五年度	〇・〇二一
平成十六年度	〇・〇二一
平成十七年度	〇・〇二一
平成十八年度	〇・〇二一
平成十九年度	〇・〇一八
平成二十年度	〇・〇一八
平成二十一年度	〇・〇〇四

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

2　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十四号及び第十四条第十五号中「及び第四条から第六条まで」を「、第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月二十四日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百十四号

国民年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）附則第九条の四の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の九第一項の表を次のように改める。

平成十七年度	〇・〇九六
平成十八年度	〇・〇七七
平成十九年度	〇・〇六一
平成二十年度	〇・〇四七
平成二十一年度	〇・〇三四
平成二十二年度	〇・〇二二
平成二十三年度	〇・〇一三
平成二十四年度	〇・〇〇六

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月二十四日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百十五号

トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条　第一号に掲げる貨物であって、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）を課する。

一　法の別表第二九二九・一〇号に掲げる物品のうちトルエンジイソシアナート（第三条第一項において単に「トルエンジイソシアナート」という。）

二　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

三　この政令の施行の日から平成二十七年四月二十四日までの期間